

資料 1

共通事項

福祉部 高齢者支援課

1 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行への備えについて

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されています。

高齢者施設等の関係者の皆様におかれては、これまでも感染防止対策に御尽力されていることと存じますが、高齢者や基礎疾患のある方は重症化しやすいとされていますので、手洗い、マスク着用、換気、食事時の会話を控えること等の基本的なことはもとより、別添資料「高齢者施設等における感染対策の徹底について（その2）（別紙1）」「高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き、教材及び研修等について（別紙2）」等を参考に、職員一人一人感染防止対策の徹底を図るようお願いいたします。

また、高齢者福祉サービスは、要介護高齢者やその家族の生活を支えており、感染拡大時にも事業の継続が求められることから、施設・事業所関係者に感染者が発生した場合においても、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供できるように、業務継続のための体制確保に努めてください。

【参考】

●厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス・季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00003.html

●厚生労働省ホームページ：介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

●野田市ホームページ：介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症対策（チェックリスト）について ページ番号：1025830

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1025830.html>

2 新型コロナウイルス感染症陽性者発生時の連絡について

事業所の利用者及び職員等に新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合には、保健所、県へ連絡するとともに、市高齢者支援課へ添付の「新型コロナウイルス陽性者発生連絡票（別紙3）」により利用者等の状況・施設等における対応状況等詳細のご連絡をお願いいたします。

【提出先】

野田市 高齢者支援課 計画係

メールアドレス：koureisien@mail.city.noda.chiba.jp

3 令和5年度末で経過措置期間が終了する基準等について

以下の基準等につきまして経過措置期間が令和5年度末（令和6年3月31日）までとなります。未実施の事業所におかれましては、速やかな実施のほどお願いいたします。

(1) 感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組が義務づけられています。

- ① 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- ② 訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与（販売）、居宅介護支援、居住系サービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

【参考】

●厚生労働省ホームページ：介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

(2) 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務づけられています。

【参考】

●厚生労働省ホームページ：介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

(3) 高齢者虐待防止の推進

障がい福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられています。

4 ハラスメント対策の強化について

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、適切なハラスメント対策を行うことが求められています。

(1) 事業主が講ずべき措置の具体的内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容において、特に留意されたい内容は以下の通りです。

① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。

② 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

その他具体的な内容に関しましては、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）」「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）」に規定されております。

【参考】

●厚生労働省ホームページ：介護現場におけるハラスメント対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

「（管理職・職員向け）研修のための手引き」

「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」

5 介護事業者等の指導の状況について

介護事業者等の指導は、介護事業者が行うサービスに関する帳簿書類等の内容及び介護給付等に係る請求等について、法令の適合状況等を把握し、必要な助言及び指導または是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化並びに利用者の保護を目的とし、介護保険法第23条、24条及び115条の45の7並びに「野田市介護事業者等指導実施要領」に基づき実施しています。

指導形態及びその内容は下記のとおりです。

(1) 集団指導

介護事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づ

く指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものです。なお、令和4年度の改正により、オンライン等の活用による動画の配信等による実施も可能となっています。

(2) 運営指導

運営指導は、次の形態により、指導の対象となる介護事業者等の事業所において実地にて行っています。

① 運営指導の形態

運営指導は次の内容について、原則、実地にて行います。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

② 重点項目

ア 虐待防止及び身体拘束の防止

イ 介護報酬請求の適正化

基準に定める人員、設備の確保、適正な運営、算定要件の充足

ウ 介護職員処遇改善加算の不正請求防止

適正な処遇改善計画の作成と周知、計画に従った賃金改善、キャリアパス要件及び職場環境等の改善の実施

これまでの主な指摘事項

- (1) 非常口前に物が置いてあり、非常口として使用が難しい。
- (2) 手すりにタオル等洗濯物がかけてあり、使用できない。
- (3) 必要な変更届出が未提出。
- (4) 契約書等の不備
- (5) 各サービス計画書で個々の利用者ごとの具体的なサービス等の記載並びに利用者又はその家族に説明がされていない。
- (6) 領収書の記載について、対象外の費用で医療費控除対象額が記載されている。
- (7) サービス担当者会議が行われていない。
- (8) 宿泊を伴うサービス提供事業所において、夜間を想定した避難訓練を実施していない。
- (9) 外部評価の未実施
- (10) 必要な研修の未受講
- (11) 身体拘束に関する取組が未実施

- (12) 従業員に対し、1年に1度健康診断を実施していない。
- (13) 市条例等で定めている記録の保存年限が5年間となっていない。
- (14) 人員基準を満たしておらず、かつ減算としていない。
- (15) ハラスメント方針が明確にされていない。
- (16) 従業者の業務が明確に区分されていない（併設事業所等がある場合）。
- (17) 平面図が届出内容と相違している。

6 サービスの質の向上について

介護サービス事業所における介護給付費等について、適切に実行しているかどうかを、自己点検するための参考として、自己点検シートをご活用ください。

定期的な自己点検を行う等、適正な事業運営を行うためにご利用ください。

（注：内容に関しましては、関係法令及び各種通知等を必ず確認してください。）

【参考】

●野田市ホームページ：自己点検シートの活用等について ページ番号：1032784
<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1032784.html>

7 指定更新手続について

(1) 指定更新制度について

平成18年4月1日の介護保険法の改正により、指定の更新制度が設けられました。指定事業者は6年ごとに更新を受けなければ介護保険事業者としての効力を失うこととされています。

事業所におかれましては、指定有効期限の確認及び計画的な更新手続の実施をお願いいたします。

また、野田市指定事業所につきましては、令和4年度集団指導の案内メールへ「令和5年度に指定有効期限を迎える事業所一覧（令和5年2月1日現在）」を添付しております。ご確認のほど、お願いいたします。

(2) 令和5年度に指定有効期限を迎える事業所

平成29年5月1日～平成30年4月1日までに指定を受けた事業所
（指定有効期限が令和5年4月30日～令和6年3月31日まで）

(3) 休止中の事業所について

休止中の事業所については、指定の更新を受けることはできませんので、指定の有効期間の満了をもって指定の効力を失うこととなります。

なお、休止中の事業所において、指定の更新を受けるには、休止中の事業所を再開する必要があります。

(4) 廃止した事業所について

廃止している事業所については、指定更新の手続は不要です。

なお、実質的に廃止していて廃止届が未提出の事業所については、速やかに廃止届を提出してください。

(5) 留意点

人員・運営基準等を満たしていない場合は更新できません。

(6) 必要書類・様式等

サービス種別ごと異なります。下記ホームページをご確認ください。

① 居宅介護支援事業 ページ番号：1032527

トップページ > 暮らしの便利帳 > 福祉・介護 > 介護保険 > 居宅介護支援事業者の指定等申請

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1032527.html>

② (介護予防)地域密着型サービス事業 ページ番号：1032544

トップページ > 暮らしの便利帳 > 福祉・介護 > 介護保険 > 地域密着型サービス事業者及び介護予防地域密着型サービスの指定等申請

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1032544.html>

③ 介護予防・日常生活支援総合事業 ページ番号：1023184

トップページ > 暮らしの便利帳 > 福祉・介護 > 介護保険 > 介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等申請

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1023184.html>

8 加算等について

(1) 加算等の届出について

次に掲げる事項に該当する場合は届出が必要です。詳細はホームページに掲載しております。ご確認の上必要な場合はご対応お願いいたします。

- ① 事前の届出が必要な加算の適用を受けようとするとき
- ② 加算の要件に該当しなくなったとき
- ③ 届出済の内容に変更があったとき
- ④ 指定申請をしようとするとき
- ⑤ 法改正等に伴い届出事項が追加・変更となったとき

(2) 加算の要件を満たさなくなった場合の取り扱い

事業所等の体制等が加算の要件に該当しなくなった場合（該当しなくなる事が明らかになった場合）には、その旨を速やかに届け出る必要があります。

【参考】

- 野田市ホームページ：加算等に関する届出について（介護サービス事業者の方へ） ページ番号：1030707

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1030707.html>

9 変更、休止、廃止及び再開の届出について

事業所において、届出済みの内容（介護保険法施行規則に定める事項）に変更があったとき、廃止、休止、再開するとき等は届出が必要になります。詳細はホームページに掲載しております。ご確認をお願いいたします。

事 由	提出期限
届出済みの内容（介護保険法施行規則に定める事項）に変更があったとき	変更があった日から10日以内 以下の内容の場合は事前にご相談ください。 ・事業所の所在地の変更 ・同一事業所名同一所在地で複数の指定介護サービスを行っている事業所において、サービスにより異なる事業所名を使用する場合。 ・同一事業所名同一所在地で複数の指定介護サービスを行っている事業所において、サービスの一部を他の所在地に移転する場合。 ・定員の変更等
廃止又は休止しようとするとき	廃止又は休止の日の1月前まで
休止した事業を再開するとき	再開する日の1月前まで

10 事故報告について

(1) 野田市事故報告ガイドラインについて

野田市における事故報告について必要な事項をまとめた「野田市事故報告ガイドライン」を策定しホームページに掲載しております。ご確認の上、ガイドラインに沿った事故報告をお願いいたします。

【参考】

●野田市ホームページ：介護事業者等の事故報告について ページ番号：1022102
<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1022102.html>

(2) 事故報告の対象事業者

- ① 指定介護保険事業者が行う介護保険を適用するサービス
- ② 本市以外の地方自治体から指定を受けた基準該当サービス事業者が本市の被保険者に対し行う介護保険を適用するサービス

(3) 事故報告の手続

次の各号にいずれかに該当するときは、事業者の過失の有無を問わず、発生後5日以内に判明している項目について、市へ報告してください。

- ① サービスの提供により、利用者に医療機関で受診を要する健康状態の悪化、怪我及びその怪我を要因とした死亡事故が発生したとき。
- ② サービスの提供に伴い、利用者に食中毒、感染症及び結核が発生したとき。
- ③ サービスの提供中利用者に誤薬等（薬種、時間、量の誤り、与薬もれ）等が発生したとき。
- ④ 各事業者の職員（従業者）の法令違反・不祥事（利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失、ファックスの誤送信、郵送書類の誤送付）等が発生し、利用者の処遇に影響があるとき。
- ⑤ サービスの提供により利用者の徘徊及び行方不明が発生し、外部への協力を求めたとき。

(4) 事故報告後の処理について

各事業者は、事故処理の区切りがついたところで、最新の情報に更新し、市へ最終報として報告してください。また、各事業者は、保険者、利用者及びその家族並びに各事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者等に対し事故報告の控え等を積極的に開示し、求めに応じて交付してください。

(5) 事故報告集計について

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の市内介護サービス事業所より市へ提出された「事故報告書」の報告件数を取りまとめました。

① サービス種別割合

事故報告件数74件に占めるサービス種別割合について、もっとも多かったものが「介護老人福祉施設」（全体の約60%）、となっています。

サービス種別	件数(件)	割合(%)
介護老人福祉施設	44	59.46
短期入所生活介護	9	12.16
介護老人保健施設	7	9.46
認知症対応型共同生活介護	4	5.41
通所介護	3	4.05
特定施設入居者生活介護	3	4.05
訪問介護	2	2.70
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1.35
その他	1	1.35
合計	74	

② 事故種別割合

事故種別割合については、そのほとんどが「利用中のケガ」（全体の約97%）となっており、「その他（誤薬）」は2件となっています。

事故種別	件数(件)	割合(%)
利用者のケガ	72	97.30
その他（誤薬）	2	2.70
合計	74	

③ 診断別割合

診断別割合については、「骨折」が全体の半分を占めています（約54%）

診断別	件数(件)	割合(%)
骨折	40	54.05
打撲・血腫	16	21.62
裂傷、擦過傷	7	9.46
その他	11	14.87
合計	74	

(6) 事故報告事例（誤薬）について

事故報告においては、確認不足による誤薬事故事例が報告されています。誤薬事故は、マニュアルの整備、周知、ヒューマンエラー防止等の工夫により回避することができると思われることから、慎重な服薬介助に努めてください。

また、事故が発生した場合には、同様の事故の発生を防ぐため、具体的な再発防止策を検討し実施してください。ヒヤリハット報告書等を分析することは、事故防止の取り組みとして重要です。ヒヤリハットが発生した場合には、記録・分析を行ってください。

11 高齢者への虐待に関する通報・相談について

高齢者は、虐待を受けていても虐待をした者との長年の関係性から生きる気力をなくしてしまったり、虐待をされているという自覚がなかったりする場合があります。また、虐待を受けた高齢者が虐待をした者をかばうため、虐待の訴えをしないこともあります。

(1) 虐待の種類と内容

高齢者への虐待には、家族や親族などの養護者によるものと養介護施設従事者などによるものがあり、虐待の種類と内容については、次のとおりです。

虐待の種類	内容
身体的虐待	暴力行為等で、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的に、継続的に遮断する行為
介護・世話の	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話

放棄・放任	を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
心理的虐待	脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
経済的虐待	本人の合意無しに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。

(2) 「虐待かも」と思ったら連絡をお願いします。

市や各地区の地域包括支援センターでは、虐待に関する相談窓口を設置しています。虐待が疑われる高齢者を発見したら、迷わず連絡してください。関係機関と連携し、事実を確認したうえで、解決に向けた支援を行います。

なお、連絡した人の秘密は、必ず守られます。

虐待を早期に発見し適切に対応することと、地域全体で高齢者とその家族を支援することが大切です。

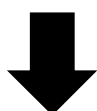
名 称	住 所	電話番号
野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	鶴奉 7 番地の 1 野田市役所 高齢者支援課内	直通 7199-2866
野田市中央高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	野田 1307 番地の 1 特別養護老人ホーム ふれあいの里内	7136-2301
野田市東高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	鶴奉 280 番地 特別養護老人ホーム 鶴寿園内	7157-2750
野田市南第 1 高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	山崎 2723 番地の 3 特別養護老人ホーム 椿寿の里内	7123-7066
野田市南第 2 高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	木野崎 1561 番地の 1 木野崎病院内	7128-7627
野田市北高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	中里 43 番地の 3 特別養護老人ホーム 松葉園内	7128-0113
野田市関宿高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	桐ヶ作 666 番地 特別養護老人ホーム 関宿ナースグビル内	7196-5588

※養介護施設従事者などによる虐待に関することは高齢者支援課計画係

12 野田市東高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の開設について

令和4年4月1日から、野田市東高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）を新規開設し、市内7か所の高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の設置となりました。

名 称：野田市介護保険課高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）
所在地：野田市鶴奉7番地の1 野田市役所介護保険課内
担当圏域：目吹、金杉、鶴奉、柳沢、宮崎、横内、中根、大殿井
事業所番号：1201300017



令和4年4月1日からの体制

名 称：野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）
所在地：野田市鶴奉7番地の1 野田市役所高齢者支援課内
担当圏域：全圏域（市内6か所の高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の総合調整及び後方支援を行っております。）
事業所番号：1201300017

名 称：野田市東高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）
所在地：野田市鶴奉280番地 特別養護老人ホーム鶴寿園内
担当圏域：目吹、金杉、鶴奉、柳沢、宮崎、横内、中根、大殿井
事業所番号：1201300074

13 各地域包括支援センターの愛称について

地域包括支援センターは、名称に「高齢者」や「相談」という文字が含まれていないため、法的に位置付けがある地域包括支援センターを括弧書きで併記した上で、市民がイメージしやすいよう「高齢者なんでも相談室」という愛称がついております。